

入学者選抜における定員の男女枠を取り巻く状況

- 1 平成 27 年 4 月に文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」が通知されるなど、学校教育でジェンダーやセクシュアリティに配慮する動きが広がっています。

全国の自治体では、公立高校の入学者選抜で、受検生の性自認の多様性に配慮して、入学願書にある性別欄を廃止したり、廃止を検討する動きが見られます。

- 2 平成 30 年に一部大学の医学部の入学者選抜において、女性や浪人生を不利に扱うなど不適切な事案が発覚し、社会的な問題となりました。

こうした問題を受け、令和元年 5 月、文部科学省は、大学入学者選抜の公正確保等に関する有識者会議が取りまとめた最終報告を公表しました。そこでは全ての学部共通のルールを示しており、合否判定の際、合理的な理由なく、性別や年齢等の属性を理由として一律に取扱いに差異を設けることは不適切であるとしています。

- 3 全国の公立高校で男女別定員制を設けているのは、都立高校の全日制普通科だけになっており、都立高校入試では、例年、大半の学校で女子の合格ラインが男子より高くなる傾向があります。

このため、男女の性差による不公平感が生じないように、男女間の合格最低点における格差を是正することが求められるようになっていきます。

- 4 近年、社会のジェンダー平等への意識が高まる中で、男女別定員制は、女子の教育機会や進路選択の自由・平等、性の多様性、女性活躍推進などを損なうのではないかということが懸念されています。